

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	防災危機管理課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長防委第5号
委 託 業 務 名 称	降雨予測情報提供業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市
業 務 の 概 要	(1) 短期間降雨予測情報各種気象情報を収集し、総観解析などによって、夕方18時から翌日17時までの間の大雨に関する注意・警戒が必要かどうかの状況判断をし、長浜市周辺の降雨予測を実施する。 (2) メールサービス長浜市の指定する携帯電話等へ、短期間降雨予測情報に準じた内容を送信する。なお、提供時刻についても短期間降雨予測情報に準じる。
履 行 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 額 (税 込)	594,000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 大阪府中央区南船場二丁目3番2号 [商 号 又 は 名 称] 一般財団法人 日本気象協会 関西支社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	全国各地において短時間に多量の雨量をもたらす集中豪雨が見受けられる中、迅速に水防対策を行うためには、少しでも早く詳細な降雨予測情報を得ることが必要となる。 一般財団法人日本気象協会関西支社は、平成13年度から長浜市の気象予測業務を請け負っており、長浜市において高精度かつ正確な短期間降雨予測が期待できる業者であり、迅速な情報提供の実績があるため随意契約を締結する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。